

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付申請不承認決定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 5 年 4 月 14 日付けで行った手帳の交付申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

本件医院の主治医は、初めて医師の診療を受けた日から起算して 6 月を経過した日以後の日付で本件診断書を作成すべきところ、特段の事情がないにもかかわらず初診日から 6 か月未満の日付で作成し、請求人が本件申請を行った〇〇区〇〇総合支所保健福祉センター〇〇課の窓口の職員は、本件診断書の日付の確認をすることなく本件申請を受理した。さらに、処分庁は、マニュアル（後記第 6・1・(6)）に基づき、本件診断書の日付については形式審査により補正を求めるべきであったにもかかわらず、一切の補正を求めず、許認可の拒否の連絡を医療機関及び請求人に行わなかった。これらのことにより、請求人は手帳の取得が不当に遅れるという不利益を被った。

本件処分後に取得した診断書は、本件診断書と日付以外内容は一致しているのだから、等級に当たらないとした本件処分自体が不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日        | 審 議 経 過      |
|--------------|--------------|
| 令和 6年 6月 21日 | 諮問           |
| 令和 6年 9月 26日 | 審議（第92回第2部会） |
| 令和 6年10月 23日 | 審議（第93回第2部会） |

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）

45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができる旨を規定し、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨規定している。

法45条2項で定める精神障害の状態について、同項による委任を受けて定められた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令6条1項は、同条3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする旨規定し、同項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態を別紙2の表のとおり規定している。

##### (2) 障害等級の判定については、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準

と併せて「判定基準等」という。)により、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている。

- (3) 法４５条１項の規定による認定の申請の際提出する書類として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則２３条２項１号が医師の診断書を掲げていることから、上記「総合判定」は、同診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。
- (4) 法４５条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法２条８項の自治事務であるが（法５１条の１３第１項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容は合理的で妥当なものと認められる。
- (5) 行政手続法７条は、申請に対する審査、応答として、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないと規定している。
- (6) 「精神障害者保健福祉手帳申請等受理事務マニュアル」（以下「マニュアル」という。）によれば、申請窓口での処理方法として、診断書が「初診日から直近６か月以上（診断書作成の時点で）経過していることを確認する。」（２・(1)・イ・(エ)）と定め、申請時に添付された診断書の日付を確認することとし、確認漏れがある場合、窓口へ返戻する場合があるとしている。

なお、マニュアルは、処分庁と申請窓口となる市区町村の担当職員が手帳申請等受理事務に従事するに当たっての留意事項、資料等をまとめた事務処理についての内部向けの助言に当たるものである。

## 2 本件処分についての検討

- (1) 精神疾患の存在について

本件診断書の「1 病名」欄及び「3 発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄の記載内容から、請求人は、主たる精神障害として「発達障害 ICDコード（F84）」、従たる精神障害として「うつ病 ICDコード（F32）」を有することが認められる（別紙1・1及び3）。

(2) 精神疾患（機能障害）の状態について

ア 請求人の主たる精神障害である「発達障害」及び従たる精神障害である「うつ病」については、判定基準によれば、それぞれ「発達障害」及び「気分（感情）障害」として障害の状態が定められている。

そして、留意事項によれば、精神疾患の種類を問わず精神疾患（機能障害）の状態の判定については、「精神疾患の原因は多種であり、かつ、その症状は、同一原因であっても多様である。したがって、精神疾患（機能障害）の状態の判定に当たっては現症及び予後の判定を第1とし、次に原因及び経過を考慮する」とされており（留意事項2・(1)）、さらに「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮」し（同・(2)）、「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（同・(3)）。

また、精神障害等級の判定のための情報は、「精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師によるもので、初診日から6か月以上経過した時点の診断書から得るもの」とされている（「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入にあたって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知）・I）。

イ これを本件についてみると、本件診断書によれば、請求人は、幼少期から易刺激性、音に関する過敏症などがあり、また、コミュニケーションに不得手さを自覚していたこと、令和4年3月頃から感情易変性が出現、増大するようになり、同年8月2日に本件医院を初診、通院加療を開始したことが認められる（別紙1・3）。

そして、本件診断書の作成日は令和5年1月19日であること、請求人がうつ病の治療を目的として本件医院を受診したのは令和4年8月2日であることが認められるため、本件診断書は、精神障害等級の判定のための情報として必要な「初診日から6か月以上経過

した時点の診断書」（上記ア）ではない。

よって、請求人の精神疾患（機能障害）についての判断を行うことは適当ではなく、障害等級には非該当であると判断するのが相当である。

(3) 能力障害（活動制限）の状態について

ア 留意事項によれば、能力障害（活動制限）の状態の判定に当たっては、「治療が行われていない状態で」行うことは「適当ではなく」、「十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（留意事項 3・(3)）。

イ これを本件についてみると、上記(2)・イのとおり、請求人は、本件診断書の作成日時点において「十分に長期間の薬物治療下」にあったとはいえず、請求人の能力障害（活動制限）の判断を行うことは適切でない。よって、障害等級には非該当であると判断するのが相当である。

(4) 総合判定

上記(2)及び(3)で検討した結果に基づき総合的に判断すると、請求人の精神障害の程度は、障害等級非該当と判定するのが相当であるとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、本件処分の違法又は不当を主張し、その取消しを求めているものと解される。

しかし、上記 1・(6)のとおり、マニュアルは内部向けの助言であり、「初診日から 6 か月以上経過した時点の診断書」であることは、行政手続法 7 条が規定する法令に定められた申請の形式上の要件には当たらないと解されることから、診断書の日付を形式審査により補正を求めなければならないとする請求人の主張は採用できない。

また、障害等級の認定に係る総合判定は、上記 1・(3)のとおり申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づき客観的になされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人は障害等級非該当と認定するのが相当であることは上記 2 のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙1 及び別紙2 (略)